

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2017年11月16日～2017年11月22日)

平成 29 年(2017 年)11 月 24 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>トウスク欧州理事会議長によるポーランド政府への批判                      カチンスキ「法と正義」党首の首相就任の可能性                      マチェレヴィチ国防大臣、ポーランド軍・米軍共同の整備部隊創設の構想を発言                      シドウォ首相がスウェーデンを訪問                      PAC-3のポーランドへの売却許可                      海軍用のレーダー取得                      シャトコフスキ国防次官、米共和党議員と会合                      国家安全保障局長官、イタリア訪問                      ポーランドがウクライナ政府のシェレメタ国民記憶委員長の入国を拒否                      マチェレヴィチ国防大臣、カナダの国際会議に参加                      ドゥダ大統領がギリシャを訪問                      欧州司法裁判所、ビャウオヴィエジャの森林伐採の停止を命じる決定                      シャトコフスキ国防次官、国防戦略実現のための方策を発言                      マチェレヴィチ国防大臣、無人爆弾(WARMATE)の購入契約に署名                      ボルスク17演習開始                      マルティネス・エルサルバドル外相がポーランドを訪問                      ドイツに対する戦争賠償、成人の54%が求めるべきと回答                      シドウォ首相がフランスを訪問</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります！</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 666 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p><b>治安等</b></p> <p>ポーランド旅券等を悪用した不法越境事案                      警察及び消防が新技術の試験運用を開始                      法務省、車両走行距離改ざんに対する罰則強化法案を作成                      国内でテロ脅威は確認されず                      アジア系犯罪組織の違法賭博場摘発                      テロ対策法に基づく国外退去処分の状況                      検察、独立記念日デモ行進で差別的な横断幕を掲げた人物に関する情報提供を呼びかけ                      ワルシャワで欧州国境・沿岸警備庁(FRONTEX)の新たな本部庁舎建設開始</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>政府、宇宙産業への支出増額を示唆                      外国人の季節労働者の雇用に関する新法の導入                      日曜日の商業施設営業禁止法案に関する動き                      ポーランド産ガチョウ羽毛の主要輸入国                      住宅の引渡し数が増加                      物価上昇率の見通し                      ポーランド航空、ロサンゼルスと東京への就航を増便                      モラヴィエツキ副首相兼開発・開発大臣、自身の政策を語る                      石炭エネルギー依存低減に関する報告書                      国営電力企業 ENERGA 社、紛争交渉に柔軟な立場を示す                      国営石油ガス企業 PGNiG 社、米国からの LNG 供給契約を締結</p>								

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

パスポートダウンロード申請書の御案内

大使館広報文化センター開館時間

文化行事・大使館関連行事

読者からのお知らせ

ポーランド日本国大使館

ul.Szwolczerow 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

## 政 治

## 内 政

トウスク欧州理事会議長によるポーランド政府への批判【19日】

19日、トウスク欧州理事会議長（ポーランド元首相）は、ツイッターにウクライナとの関係悪化、EUでの孤立、法の支配をめぐる問題等に関してポーランド政府を批判する書き込みを行った。これを受け、シドゥウォ首相は、トウスク議長はポーランドのために何も行わないばかりか、自身の立場をポーランド政府及びポーランドへの攻撃に利用していると批判した。また、ヴァシチコフスキ外相は、トウスク議長の発言は、国際問題及びポーランドの外交政策を曲解し、国際的な立場にありながらポーランドの国内問題に干渉

している点で問題である旨述べた。

カチンスキ「法と正義」党首の首相就任の可能性【20日】

20日付Newsweek誌は、今後予測不可能な事態が発生しない限り、12月初旬にシドゥウォ首相が退任し、カチンスキ「法と正義」（PiS）党首が首相に就任するとの見方を報じた。同誌は、カチンスキ党首はドゥダ大統領に対し、大統領の外交的責任の拡大とシュチェルスキ大統領府国務次官の外相就任を提案しており、両者の間で近日中に会談が行われるとしている。

## 外交・安全保障

マチェレヴィチ国防大臣、ポーランド軍・米軍共同の整備部隊創設の構想を発言【16日】

16日、マチェレヴィチ国防大臣は、ポーランド軍整備要員の長射程ロケット（HIMAS）、パトリオットミサイル等の整備技能向上のため、米軍と共同の整備部隊を創設する構想があると述べた。

シドゥウォ首相がスウェーデンを訪問【16-17日】

17日、シドゥウォ首相はエーテボリで開催された社会政策問題、雇用及び労働に関するEU首脳級会合に出席した。

PAC-3のポーランドへの売却許可【17, 20日】

17日、国防省は、米国防安全保障協力局からポーランド政府にパトリオットミサイル売却が可能であることを通知され、契約内容に異議がある場合、ポーランド政府は15日以内に意見を表明することができ、契約内容に同意できれば、契約承諾書（LOA）を締結し、その後、有償武器援助覚書（FMS）を締結することになる旨公表した。また、同省は、パトリオットミサイルの売却に105億ドルと上限額が設定されているが、ポーランド政府は、米国との過去のJASSMミサイル等の交渉において上限額から48%減額できた実績がある旨発表した。

20日、ルーマニアが発射機28機、PAC-3MS E弾168発等を39億米ドルで購入できるのに対して、ポーランドはIBCSが含まれるものの、発射機16機、PAC3MSE208発等を105億米ドルと提示を受けており、高額すぎるという批判に対し、コブナツキ国防副大臣は、交渉の初期段階ではなく、最終段階に近いが、価格は減額される旨と述べた。

海軍用のレーダー取得【17日】

17日、装備監察部は、海軍用の海上監視レーダーの取得契約のための技術交渉を開始しており、国内の軍事産業の中から契約内容を実行できる企業を募っていると公表した。

シャトコフスキ国防次官、米共和党議員と会合【17日】

17日、シャトコフスキ国防次官は、ポーランド訪問中の共和党軍事委員会のケリー議員と会合を行い、米国によるNATO大隊への貢献の謝意、欧州における米軍のプレゼンス強化に関する議会の協力への感謝、米軍の展開のためのインフラ整備について意見交換を行った。また同ケリー議員は、ポーランド訪問中、米軍の施設を建設中のポビツ、ポズナン、ベモボピスキエを訪問した。

国家安全保障局長官、イタリア訪問【17日】

17日、ソロフ国家安全保障局長官は、イタリアを訪問し、パンサ・イタリア国家安全保障局長等と会合を行い、NATO及びEUの枠内での防衛協力、アフリカ地域の治安維持任務への部隊派遣、等について意見交換を行うとともに、ナポリのNATO統合軍司令部を訪問し、シチェチンの北東多国籍軍団司令部及びエルブロングの北東多国籍師団司令部への幕僚派遣等の意見交換を行った。

ポーランドがウクライナ政府のシェレメタ国民記憶委員長の入国を拒否【18日】

18日、ポーランド南部のフィンツトにあるウクライナ人民軍兵士の墓を訪問しようとしたウクライナ人グループのうち、ウクライナ省庁国民記憶委員会のシェレメタ委員長がポーランドへの入国を拒否された。ポーランド国境警備の現地支部報道官は同人がポ

ーランドに受け入れられない者として登録されていたために入国を拒否した旨述べた。同日、在ウクライナ・ポーランド大使がウクライナ外務省への召喚を受けた。17日にクラクフで両国の大統領府間で緊張緩和に向けた会議が開催されたばかりであった。

#### マチェレヴィチ国防大臣、カナダの国際会議に参加【18日】

18日、マチェレヴィチ国防大臣は、カナダのハリファックスで開催された、欧州を不安定化するロシアの影響と題する安全保障の国際会議に参加し、ザーパド演習によりロシアは防御でなく、攻撃を準備していることが明らかになり、ポーランドは、冷戦ではなく、熱戦と認識すべきである、プーチン大統領に対抗するため、様々な手段を準備すべきであるが、最も重要な事は軍事力に対抗できる軍事力を持つことであると述べた。

#### ドゥダ大統領がギリシャを訪問【19-21日】

ドゥダ大統領がギリシャを訪問し、パヴロプロス大統領及びチプラス首相と、今後の EU に関する議論や経済面での協力(両国間の貿易額は過去4年で60%増加し昨年13億ドルに達した)等について会談した。

#### 欧州司法裁判所、ビャウオヴィェジャの森林伐採の停止を命じる決定【20日】

20日、欧州司法裁判所は、ポーランドがビャウオヴィェジャの森林伐採をやめることを命じる決定を发出。シシュコ環境相は、ポーランドは同問題に関するEU 法や指令を尊重し、同裁判所の勧告を完全に実施する旨述べた。

#### シヤトコフスキ国防次官、国防戦略実現のための方策を発言【20日】

20日、シヤトコフスキ国防次官は、5月に発表した国防戦略を実現するため、20万人体制を整え、自走榴弾砲を500両調達し、1個機械化師団を増強した4個師団体制にすべきであり、また接近妨害の体

制を構築することが重要であると述べた。

#### マチェレヴィチ国防大臣、無人爆弾(WARMATE)の購入契約に署名【20日】

20日、国防省は、マチェレヴィチ国防大臣が、WB電子社と無人爆弾(WARMATE)を1,000機購入する契約に署名したと発表した。同無人爆弾は、1時間飛行可能で、10キロの範囲内で目標を捜索して攻撃できる武器であり、年内までに軍に納入され、特殊部隊及び領域防衛軍に配備される計画である。

#### ボルスク17演習開始【20~27日】

20日、ボルスク17演習はポーランド西部のヴェンジェン演習場、ザガン演習場等で開催され、初めて自走迫撃砲(RAK)が装備された第11機甲騎兵旅団の検閲を目的として実施され、人員約3,000人、戦車、ロソマック装甲車等車両600両以上が参加し、27日まで行われる。

#### マルティネス・エルサルバドル外相がポーランドを訪問【22日】

22日、ヴァシチコフスキ外相は、エルサルバドルのマルティネス外相と二国間の政治・経済・文化面での協力の深化について議論した。

#### ドイツに対する戦争賠償、成人の54%が求めるべきと回答【22日】

世論調査会社 CBOS によれば、ポーランド人の成人の半数以上がドイツに対して賠償を求めるべき(但し、その多くが得るものよりも失うものの方が大きいと認識)、36%が賠償を求めることには反対と回答した。

#### シドウォ首相がフランスを訪問【22-23日】

シドウォ首相がフランスを訪問。マクロン大統領とBrexit 後の EU や派遣労働者問題、フランスからの潜水艦の調達等について議論されるものと報じられている。同首相は、OECD のグリア事務総長とも会談する予定。

## 治 安 等

#### ポーランド旅券等を悪用した不法越境事案【16日】

国境警備隊によれば、正規に発行されたポーランド旅券等を悪用し、外国人をEU諸国に送り出す事例が増加している。同手法は、組織犯罪グループが旅券等の公文書をポーランド人から買い取り、掲載された顔写真とよく似た外見の外国人に転売するもので、偽造旅券や盗難旅券を使用しないため、不法移民に安全な手法と認識されている。同手法は、主にポーランド人と同じスラブ系のウクライナ人の間で用いられており、旅券等の買い取り価格は200から50

0ズロチで、外国人に1部あたり1,500から2,000ズロチで転売されている。

#### 警察及び消防が新技術の試験運用を開始【16日】

16日、国家警察のチャレク報道官は、ワルシャワ首都警察及びポドラスキエ県警察で衣服取付型カメラの試験運用が開始された旨発表した。同カメラの運用は、本年9月にプワシュチャク内務・行政大臣が明らかにしたもので、犯罪に関する証拠収集を目的としている。また、消防も、人による対応が困難な煙

突や道管内の捜索への活用を目的に、ドローンの試験運用を開始した旨明らかにした。内務・行政省は、傘下の警察・消防・国境警備隊の装備近代化を進めており、これらの組織の車両についても大規模更新が実施された。

**法務省、車両走行距離改ざんに対する罰則強化法案を作成【16日】**

16日、法務省は、車両のメーター巻き戻しや走行距離改ざんに関する罰則を現行の懲役3か月から5年に引き上げる法改正案を作成した。ジョブ法務大臣は、改正理由について、公道から危険な車両を排除し、国民の安全を確保するためとしている。ポーランドでは中古車の走行距離改ざんや、大きな損傷を負った事故車に十分な修理を施さず事故歴を隠して販売するなどの事例が多発している。

**国内でテロ脅威は確認されず【17日】**

17日、米国及びロシアがクリスマスから新年にかけての期間中の欧州の大都市等におけるテロ脅威上昇に関する注意喚起を発出したことに関し、当地の情報機関を統轄する特務機関調整相付のジャリン報道官は、ポーランド国内でテロ脅威は確認されておらず、国内のテロ警戒レベル引き上げも検討していない旨述べた。

**アジア系犯罪組織の違法賭博場摘発【20日】**

19日深夜から20日にかけて、国境警備隊及びポーランド公安庁(ABW)は、ワルシャワ近郊のヴォルカ・コソプスカに所在するショッピングセンター内で違法に営業していた賭博場を摘発した。同摘発はアジア系犯罪組織に対する取締りの一環として実施されたもので、摘発時に同賭博場を利用していた者の大

半がアジア系外国人であった。ヴォルカ・コソプスカでは、本年6月にもアジア系犯罪組織の違法賭博場が摘発されている。

**テロ対策法に基づく国外退去処分の状況【20日】**

20日、ジャリン特務機関調整相付報道官は、2016年6月の対テロ法施行後、同法に基づき5人をポーランド国外に追放した旨明らかにした。これらの人物の人的情報は明らかにされていない。同報道官は、追放された人物はテロ活動に関与した疑いがあり、治安に対する脅威となるおそれがあった旨述べた。

**検察、独立記念日デモ行進で差別的な横断幕を掲げた人物に関する情報提供を呼びかけ【21日】**

21日、ワルシャワ地方検察庁は、11日にワルシャワで実施された独立記念日デモ行進でファシズムや人種差別を助長する横断幕を掲げた人物に関し、警察から防犯カメラ映像等の提供を受け、起訴に向けた準備を進めている旨明らかにし、国民等に情報提供を呼びかけた。ポーランドでは、公共の場でファシズムや人種差別に基づく主張をすることは犯罪とされ、懲役2年が課せられる。

**ワルシャワで欧州国境・沿岸警備庁(FRONTEX)の新たな本部庁舎建設開始【21日】**

21日、ワルシャワでFRONTEXの新たな本部庁舎着工記念式典が開催され、政府から、シドウウォ首相、ブワシュチャク内務・行政大臣が出席した。新たな本部庁舎は、政府が提供したラコヴィエツカ通りの土地に建設され、職員の子供向けのインターナショナルスクールも設置される。なお、FRONTEXは、2020年までに、本部職員数を現在の500人から1,000人に増員することを予定している。

経 済

経済政策

**政府、宇宙産業への支出増額を示唆【21日】**

21日、モラヴィエツキ副首相兼財務・開発大臣は、宇宙戦略は政府の「責任ある開発戦略」の重点項目のひとつであり、ポーランドの経済成長の重要な方向性を主導するものであると指摘し、政府は宇宙産業の研究分野への支出を増額する意向を示した。また、同副首相は、宇宙産業開発戦略は国内のあらゆる分野に影響を及ぼすものであり、全ての産業やサービスが恩恵を受けるであろうと述べた。

**外国人の季節労働者の雇用に関する新法の導入【22日】**

2018年1月から、アルメニア、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ロシア、ウクライナからの季節労働者の雇用

者の雇用手続を簡素化する新法が導入される。新法では、外国人は、各県事務所の政府地方長官が発行する3年間有効の労働許可とは別に、各県知事が発行する季節労働許可(年間9か月有効)を申請することが可能となる。

**日曜日の商業施設営業禁止法案に関する動き【23日】**

与党「法と正義」(PiS)のシュニアデク議員は、日曜日の商業施設営業禁止法案の最新版の修正案について、法案の施行は2018年3月になる見通しで、当初は第1週と最終週の日曜日のみ営業、2019年には最終週の日曜日のみ営業、2020年には全ての日曜日の商業取引を禁止する計画と述べた。なお、オンラインショップは規制の対象外

で、これにより欧州委員会への通知は不要となる。

## マクロ経済動向・統計

### ポーランド産ガチョウ羽毛の主要輸入国【20日】

農業・農村発展省の発表によると、日本はポーランド産ガチョウ羽毛（グースダウン）の主要な輸入国となっており、2016年には100トン以上（980万ユーロ相当）を輸入した。ポーランド産ガチョウ羽毛は、米国、台湾、ドイツなどにも輸出されている。

### 住宅の引渡し数が増加【21日】

中央統計局（GUS）によると、2017年第1四半期から第3四半期までのアパートの引渡し数は139,424戸（前年同期比8.4%）となり、そのうち、個人投資家が47.4%にあたる66,070戸（前年同期比6%増）、開発事業者が49.4%にあたる6

8,910戸（前年同期比11.8%増）を占めた。また、住宅着工件数は84,820件（前年同期比15.4%増）、住宅建築許可件数は109,715件（前年同期比27.2%増）となった。

### 物価上昇率の見通し【22日】

報道によると、ポーランド中央銀行は、11月時点で、2018年の物価上昇率を+2.5%と予測しており、今後2年間、物価上昇率が預金平均金利やT-Bonds（長期国債）の配当利回りを上回る見込み。物価上昇率は、資本利得税を差し引いた銀行の預金金利の約2倍となっており、物価上昇による預金消費の傾向がしばらく継続するとみられる。

## ポーランド産業動向

### ポーランド航空、ロサンゼルスと東京への就航を増便【21日】

ポーランド航空（LOT）は、2018年4月からロサンゼルス線を週6便に、東京線を週5便に増便すると発表した。同社は、ロサンゼルス線と東京線に更なる成長の余地があると見込んでいる。

### モラヴィエツキ副首相兼開発・開発大臣、自身の政

### 策を語る【21日】

モラヴィエツキ副首相兼財務・開発大臣は、ジェシエフ市で開催された「590」会合で、近代資本主義は一握りの企業に資本集中を導く述べ、持続可能な開発を確実なものとする一貫した社会システムの構築のために、責務ある開発戦略（モラヴィエツキ・プラン）で社会の結束と不平等の是正に取り組むと述べた。

## エネルギー・環境

### 石炭エネルギー依存低減に関する報告書【20日】

当地のシンクタンク・ソビエツキ財団は、議会に提出した特別報告書で、電源構成に占める石炭エネルギー依存の低減はLNGと再生可能エネルギーで代替可能とし、下院で審議中の電力容量市場の導入を提唱した。また、ポーランド国営電力会社（PGE）のバラノフスキ社長は、石炭エネルギーに厳しいEU規制への適合による損失は、石炭とガスの複合化発電で軽減し得ると述べた。

### 国営電力企業 ENERGA 社、紛争交渉に柔軟な立場を示す【20日】

ENERGA社は本年9月にグリーン証明書の購入に関する契約（150件）を無効とし、契約者に6億ズロチの賠償請求を行っているところ、このうち22件に関しては、更なる協力に関する議論を拒否した。同社の

関連弁護士は、現在問題となっている案件について、今後、長期契約の再交渉を行う意思があると述べた。

### 国営石油ガス企業PGNiG社、米国からのLNG供給契約を締結【22日】

22日、PGNiG社は、英・セントリカ社と、同社の北米のLNG基地からシフィノウィチェLNG基地へのLNG供給に関する契約を締結した。同契約は中期契約で、2018年から2022年までの5年間、最大9回（年平均2回、最大出荷量8億立方メートル）の供給が見込まれる。PGNiGのヴォジュニアク社長は、ポーランドはロシアにLNG供給を支配されてきたが、同契約によって中東欧地域のエネルギー安全保障を確保できると述べるとともに、競争的な価格で調達できたと付言した。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

### **旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起**

旅券の入ったバッグは身体から離さない、目を離さない、バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、といった注意を心がけてください。

万が一、旅券の紛失・盗難に遭った場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出するとともに、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手し、日本国大使館又は総領事館の領事窓口まで御連絡ください。多くの国や地域では、外国人は旅券を常時携行することが法律で義務付けられています。違反すると罰金等を科されることもありますので注意してください。

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、本年に入ってからテロ事件が相次いで発生しており、特にイスラム教のラマダン期間(5月下旬～6月下旬)頃にはテロ事件が続発しました。ラマダン期間は終わりましたが、8月17日(現地時間)にはスペイン・バルセロナ中心部の観光地で多くの人が犠牲となる車両突入テロ事件が発生したほか、10月1日(現地時間)にもフランス・マルセイユの鉄道駅で刃物による歩行者襲撃事件が発生するなど、引き続き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **パスポートダウンロード申請書の御案内**

本年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報：<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584- 73 00，Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

**【予定】文化祭：秋の日本芸術フェスティバル【11月25日(土)】**

ワルシャワ市にて、チビワル主催による『文化祭：秋の日本芸術フェスティバル』が開催されます。日本文化の紹介や子供向けの様々なワークショップ等が予定されています。

開催場所：ワルシャワ市，PROM Kultury Saska Kępa, ul. Brukselska 23

詳細：<https://www.facebook.com/fundacjachibiwaru/>

**【予定】ポーランド剣道選手権大会【11月25日(土)～26日(日)】**

ポズナン市にて、日本伝統武道センター協会「テングカイ」主催による『ポーランド剣道選手権 2017』が開催されます。

開催場所：ポズナン市，ul. Garbary 24

詳細：<http://tengukai.pl/>

**【予定】日本・ポーランド交流展【11月28日(火)～12月22日(金)】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド関係のエピソードを紹介したパネル展が予定されています。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 584 73 00，Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)，住所：Al. Ujazdowskie 51 (4階)，Warszawa）

**【予定】第38回ウッチの日本文化デー2017「伝統日本の景色」【12月5日(火)～9日(土)】**

ウッチ市にて、梅田良忠教授記念ポーランド日本教育文化センター主催による『第38回ウッチの日本文化デー2017「伝統日本の景色」』が開催されます。日本に関する講演会や日本映画上映会等が予定されています。

開催場所：ウッチ市，国立ウツジ考古学民族学博物館，ul. Plac Wolności 14

詳細：<https://www.facebook.com/events/373891993069482/>

**【予定】剣道に関する講演【12月6日(水) 17:30～】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ポーランド剣道連盟マウヅキ会長による講演会が予定されています。（講演言語：ポーランド語）

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 584 73 00，Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)，住所：Al. Ujazdowskie 51 (4階)，Warszawa）

**【予定】水曜映画上映会「幼獣マメシバ」【12月13日(水)17:30～】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「幼獣マメシバ」が開催されます（日本語音声，英語字幕）。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 -584 -73 00, E メール：  
info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

読者からのお知らせ

**【開催中】「私が見た風景 -ポーランド・ヨーロッパ-」【11月14日(火)～11月24日(金)】**

ヴロツワフ市にて、田中奈津子氏の写真展が開催中です。田中氏は2013年から欧州に駐在されており、ポーランドや近隣諸国の美しい風景の写真が展示されています。入場無料。

開催場所：ヴロツワフ経済大学 図書館 展示ホール（地上階），Komandrska 118/120

開場時間：（月）-（土）9時～17時30分（※ 日曜日はお休みです）

**【開催中】「本流・混流・波流」【11月18日(土)～12月2日(土)】**

ポズナン市にて、南知子氏（京都市在住）、パヴェウ・カムザ氏（ポズナン市在住）、アダム・オジグ氏（京都市在住）の書展が開催されています。

開催場所：Noble Bank ポズナン支店ロビー，ul. Wielka 20

開場時間：（月）-（金）9時～19時 （土）9時～14時

**【W sesji】Trzy rzeki「本流・混流・波流」【od 18 listopada do 2 grudnia】**

W Poznaniu odbędzie się japońska wystawa kaligraficzna autorstwa Pani Tomoko Minami z Kioto, Pan Paweł Kamza z Poznań, Pan Adam Ożóg z Kioto.

Miejsce: Noble Bank, ul. Wielka 20, Poznań

Wystawa czynna: od poniedziałku do piątku od 9:00 do 19:00

sobota od 9:00 do 14:00

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))